

農業に関する提言

地方の重要産業である農業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 貿易交渉に係る適切な対応

(1) 日EU・EPAやTPP11などの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、万全な対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さぬよう確実に確保すること。

(2) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などのEPA及びFTA交渉等に当たっては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

また、日米物品貿易協定（TAG）については、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえ、厳しい姿勢をもって対応すること。

(3) WTO農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念のもと、食料輸出国と輸入国のバランスの取れた農産物貿易ルールの確立を目指すこと。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度を拡充すること。

(2) 米政策改革の推進に当たっては、将来にわたり米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など、必要な措置を講じること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、早期に法制化すること。

(4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算額を確保するとと

もに、加入促進を図ること。

また、農業共済制度については、掛金の国庫負担割合を堅持すること。

- (5) 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）に基づく財務会計制度の見直しに当たっては、複式簿記会計の円滑な導入が図られるよう支援措置を拡充すること。
- (6) 農事用電力向け料金メニューについては、令和2年度以降も引き続き存続させること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。
- (2) 農業次世代人材投資事業については、令和元年度における要望額と配分額に乖離が生じている地域もあることから、早期に乖離を是正すること。
また、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等を行うとともに、地方の実態に即した十分な予算を確保すること。
- (3) 農業用機械・施設の導入、整備、更新及び長寿命化に係る支援措置を拡充すること。
- (4) 農地中間管理事業については、機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業に係る予算を十分に確保するなど、施策を充実すること。

4. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都市自治体が行う事務については、以下の措置を講じること。

- 1) 都市自治体が施行する農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。
- 2) 都市自治体が農業用ため池の保全管理を適切かつ円滑に行えるようガ

イドラインやチェックシートの作成、研修の開催、アドバイザー派遣や相談体制の構築など、十分な支援措置を講じること。

- 3) 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されることがないように国費等の財政措置を講じること。

(3) 荒廃農地の発生防止や再生利用に係る財政措置を拡充すること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を充実すること。

6. 農山村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 中山間地域や「水源の里」(限界集落)をはじめとする農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域への財政措置を講じること。

(3) バイオマス利活用の推進・普及に係る財政措置を充実すること。

7. 都市自治体が主体となった農業・農村の持続的発展と地域の実情に応じた土地利用を実現するため、引き続き、農地制度改革に取り組むこと。

また、農地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農業の健全な発展と調和のとれたものとするため、農地転用許可制度の適正な運用など、必要な措置を講じること。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国等が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金については、十分な予算を確保するとともに、採択要件の緩和や鳥獣による生活環境被害対策を対象とするなど、地域の実態を踏まえ見直すこと。

さらに、同交付金に係る事務の簡素化など、運用改善を図ること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費への助成など、支援措置を拡充すること。

9. 農協改革については、法改正の趣旨である「農業所得の向上」を踏まえ、継続協議とされている案件についても十分な議論のもとに検討すること。

10. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

(3) 畜産農家が単独で実施する堆肥舎などの家畜排せつ物処理施設の新設や修繕等に係る財政措置を講じること。

また、家畜排せつ物処理施設の有効な構造や装置など、畜産環境対策に係る技術情報を提供すること。

11. 病虫害防除対策を推進するとともに、病虫害に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。

12. 農作業の省力化や低コスト化に向け、ロボット技術やドローン、ICT等を活用し、生産技術の高度化を推進すること。

また、農業用ドローン等のスマート農業技術の利活用に向けた環境を整備するとともに、農地の状況等の分析に必要な情報を衛星画像や航空写真などにより提供すること。

13. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・

普及を引き続き可能とするとともに、種子が国外に流出することがないように万全の対策を講じること。

14. 園芸農業の生産基盤の強化を図るため、収益力強化に資する園芸施設の導入や燃油価格高騰対策等の支援を拡充すること。

15. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。

16. 農林漁業用燃油に係る税制特例措置の恒久化等、農林漁業者に対する負担軽減措置を拡充すること。

17. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう農地・農業用施設等の速やかな復旧支援や融資の円滑化など、積極的に支援すること。

また、迅速で円滑な支援が行われるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、手続を簡素化すること。

18. 東日本大震災関係

被災した農業集落排水施設の撤去費用等に係る財政措置を講じること。